

第5回 温泉資源保護ガイドライン検討会 議事概要

日時：平成26年3月12日（水）13:30～15:30

場所：コンベンションルームA P品川

10階A会議室

■出席委員（敬称略・五十音順）

秋田 藤夫	北海道立総合研究機構環境・地質研究本部 企画調整部長
阿部 雅弘	秋田県生活環境部 自然保護課長
板寺 一洋	神奈川県温泉地学研究所 主任研究員
交告 尚史	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
須野原 修	群馬県健康福祉部 薬務課長
田中 正(座長)	筑波大学 名誉教授
由佐 悠紀	京都大学 名誉教授

■議事概要

- ・ 議事は公開で行われた。
- ・ 第5回検討会資料に基づき事務局から説明を行い、委員から以下の意見を頂いた。

◎ 配布資料の確認

◎ 「議事（1）協議事項 温泉資源の保護に関するガイドライン（改訂）（素案）について」「温泉資源の保護に関するガイドライン（改訂案）」に対するパブリックコメントの実施結果について資料2に沿って代表的な意見を事務局より説明

- パブリックコメントについては資料1のガイドライン改訂案に反映している箇所があるため、資料1の議事にあわせて意見をいただくこととなった。

◎ 「議事（1）協議事項 温泉資源の保護に関するガイドライン（改訂）（素案）について」第一 基本的考え方～第二掘削等の原則禁止区域の設定、既存源泉からの距離規制、温泉の採取量に関する取扱い、2. 掘削等の原則禁止区域の設定までで修正及び追加記載項目について資料1に沿って事務局より説明

- 2ページの「環境省では、温泉を将来の世代においても引き継ぎ利用できるよう持続的な利用を可能とするための資源保護あり方を示すものとして、温泉資源の保護に関するガイドラインを平成21年3月に策定した。」の文章で「引き継ぎ利用できるよう」と「持続的な利用」と同じような意味合いの言葉が重なっているため、修正が必要ではないか。
→「温泉を将来の世代においても引き継ぎ利用できるよう」と「持続的な利用を可能とするため」は（未来の世代）と（現世代）の話に分けられた文章表現で、このままで良いのではないか。
→原文で「温泉を将来の世代においても引き継ぎ利用できるよう」と「持続的な利

用を可能とするため」の間にカンマを入れて修文することとした。

- 2 ページの「この「考え方」の記述に当たっては、…人員や財政などの制約により…」とあるが、財政というより予算といった表現の方がよいのではないか。
→財政から予算に修正する。
- 2 ページのコメント 4 については、都道府県の取り組みや目指すべきことを具体的に盛り込むことができないかという趣旨であるので、3 ページの「今後都道府県において、…」の文章にそのあたりの内容が盛り込めないか。
→地域の特性や実情が異なる中では一律的な基準を示せないのが現状であり、各都道府県が温泉法の範囲内において裁量により運用しているというのが実態です。
→3 ページの「今後、都道府県において、本ガイドラインを参考に、温泉の掘削等の許可等に関する業務を行うことを期待…」というところの記載が都道府県の取り組みや目指すべきことを含めた内容と解釈できる部分かと思う。

◎「議事（1）協議事項 温泉資源の保護に関するガイドライン（改訂）（素案）について」**第二 掘削等の原則禁止区域の設定、既存源泉からの距離規制、採取量制限における取扱い、3. その他の規制**の修正及び追加記載項目について資料 1 に沿って事務局より説明

- 12 ページの化石水の説明があるが、当初の引用は地下水用語集（2011）であったが、修正は地下水用語辞典（1986）となっているが、新しい文献からの引用となっていないのは理由があるか。
→用語集や辞典は執筆者によって表現が異なっていることがあり、化石水の説明については、地下水用語辞典の内容が一般的でわかりやすいと判断されるので引用している。
- 12 ページ「新たに温泉の掘削等を行う場所と既存源泉との距離が、既存源泉の湧出量等に影響を及ぼすと科学的に判断できる距離である場合には…」のところで「合理的」を「科学的」という表現に修正されているが、「科学的根拠に基づき合理的に判断できる距離である場合には…」という表現の方が良いのではないか。
→修文する。
- 20 ページ「②動力装置許可処分に関する条件付けの事例」で再分析の実施を削除した理由があるか。
→許可処分の条件付けであるので、許可行為完了後には効力がなくなってしまうため、再分析については削除しました。都道府県と温泉利用者間の協定みたいなもので実施していただく分には問題はないと考える。
→原文のままとする。
- 16 ページの「これには各種調査が必要であるため、平時から長期を見据えたモニタリングを実施し、その結果を基礎データとして解析することが有効な手法のひとつである（別紙 4 参照）。」で基礎データとは何のデータか例示するなど表現の工夫が必要ではないか。
→基礎データを解析する目的が入っているとわかりやすいと考えられるので、「平

時から長期を見据えたモニタリングを実施し、資源動向を捉えるためにその結果を基礎データとして解析すること…」というように修文する。

◎ 「議事（1）協議事項 温泉資源の保護に関するガイドライン（改訂）（素案）について」**第三 個別的許可判断のための影響調査等**について修正及び追加記載項目について資料1に沿って事務局より説明

- 22 ページのコメント 20 の部分について、本文の修正内容で問題ないと思う。

◎ 「議事（1）協議事項 温泉資源の保護に関するガイドライン（改訂）（素案）について」**第四 温泉資源保護のためのモニタリング**～**第六 その他**までで修正及び追加記載項目について資料1に沿って事務局より説明

- 27 ページの「都道府県は温泉担当部局のみならず、必要に応じて部局間の連携を図ることが望まれる。」という部分が今回のガイドラインで新たに追記された部分である。現在、温泉排水の規制に関する検討会が環境省水・大気環境局水環境課が担当して行われている。このようなものが都道府県におりた場合には、他の部局が対応することになると考えられるので、そのような部局との連携は重要になってくると思う。

◎ 「議事（1）協議事項 温泉資源の保護に関するガイドライン（改訂）（素案）について」**別紙**について修正及び追加記載項目について資料1に沿って事務局より説明

- 65～66 ページの別紙 6 影響調査事例の図面で湧出量となっているが、揚湯量という記載がよいのではないかと。
→修正する。
- 別紙 7 温泉モニタリング手法にパブリックコメントを受けて蒸気量の測定についての記載が追加されている（74 ページ）が、文章にあるように危険を伴うということと自然噴気の場合はその測定が非常に難しい。そこで過去の経験では定期的に定点での写真撮影を実施したことがある。そのような方法の紹介を加えたらどうか。
→修文する。
- 45 ページ別紙 4 温泉採取制限事例の「したがって、当地域の温泉賦存量よりも上回っていることが考えられる。」というところで、賦存量というのがわかりにくいので「温泉の補給量」、「温泉の涵養量」という表現の方がわかりやすいのではないかと。
→修文する。
- 45 ページ別紙 4 温泉採取制限事例の行政対応の記述があるが、1988 年にとられた対応の後に 2005 年にとられた対応（純保護地域の拡大）があるので、そのあたりも記載しておいた方がいいのではないかと。
→修文する。
- 別紙 8 長期モニタリング事例について、記録のサンプリング間隔の記載があると、どのくらいの頻度の記録があれば、このような状況把握ができるということがわかりやすいと思う。
→修文する。

◎ 事務連絡

- 環境省より挨拶と今後のスケジュールについて説明

以上